

新旧対照表

改正前

改正後

ものづくり価値創出支援補助金交付要綱

ものづくり価値創出支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 (略)

(通則)

第1条 (略)

第2条～第5条 (略)

第2条～第5条 (略)

(交付の対象, 補助率等)

第6条 補助事業を実施するために必要な経費のうち, 補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について, 補助金を交付する。

(交付の対象, 補助率等)

第6条 補助事業を実施するために必要な経費のうち, 補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について, 補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分, 補助率及び補助限度額は, 別表1のとおりとする。

2 補助対象経費の区分, 補助率及び補助限度額は, 別表1のとおりとする。

3 補助事業の実施期間は, 交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の2月末日までとする。

3 補助事業の実施期間は, 交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の2月末日までとする。ただし, 知事が必要と認めるときは, 補助事業の実施期間を別に定めることができる。

第7条～第10条 (略)

第7条～第10条 (略)

(状況報告)

第11条 補助事業者は, 補助事業を行う県の会計年度の11月30日までの補助事業の遂行状況について, 12月10日までに別記様式第5号による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし, 11月30日までに補助事業を完了又は廃止した場合は, この限りではない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は, 交付決定の日の属する県の会計年度の11月30日までの補助事業の遂行状況について, 12月10日までに別記様式第5号による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし, 11月30日までに補助事業を完了又は廃止した場合は, この限りではない。

2 知事は, 前項のほか, 補助事業者に対し, 必要に応じて補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 第6条第3項ただし書により補助事業の実施期間を別に定めた場合, 前項の規定にかかわらず, 補助事業者は, 交付決定の日の属する県の会計年度の3月31日までの補助事業の遂行状況について, 4月10日までに別記様式第5号の2による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし, 交付決定の日の属する県の会計年度内に補助事業を完了又は廃止した場合は, この限りではない。

3 知事は, 前2項のほか, 補助事業者に対し, 必要に応じて補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は, 補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは, 補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は交付決定の日の属する県の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに, 別記様式第6号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は, 補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは, 補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は交付決定の日の属する県の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに, 別記様式第6号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし, 知事が必要と認めるときは, 提出期限を別に定めることができる。

2 補助事業者は, 交付決定の日の属する県の会計年度内に補助事業が完了しない場合, 前項の実績報告書に加え, 交付決定の日の属する県の会計年度の3月31日までの補助事業の実績について, 4月10日までに別記様式第5号の2による年度実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は, 前条の規定による報告を受けた場合には, 報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い, その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は, その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは, 交付すべき補助金の額を確定し, 補助事業者に通知する。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は, 前条第1項の規定による報告を受けた場合には, 報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い, その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は, その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは, 交付すべき補助金の額を確定し, 補助事業者に通知する。

新旧対照表

改正前

改正後

第14条～第22条 (略)

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

第14条～第22条 (略)

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年広島県議会9月定例会における「県第67号 令和2年度広島県一般会計補正予算（第5号）」が可決した日から施行し、施行日後に交付決定を行う令和2年度分の補助金から適用する。

改正前

改正後

様式第1号（第7条関係）

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

広島県知事様

広島県知事様

申請者

所在地（本社の所在地）

企業名

代表者（名称及び代表者の職名氏名） ㊞

申請者

所在地（本社の所在地）

企業名

代表者（名称及び代表者の職名氏名） ㊞

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金交付申請書

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金交付申請書

ものづくり価値創出支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

ものづくり価値創出支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

記

1 事業対象区分等（いずれかにチェック）

区分	研究テーマ	チェック欄	補助率 (研究費)
代表事業者単独	ものづくりの高度化	<input type="checkbox"/>	1/2以内
	デジタル化	<input type="checkbox"/>	
開発グループ	ものづくりの高度化	<input type="checkbox"/>	2/3以内
	デジタル化	<input type="checkbox"/>	

1 事業対象区分等（いずれかにチェック）

区分	研究テーマ	チェック欄	補助率 (研究費)
代表事業者単独	ものづくりの高度化	<input type="checkbox"/>	1/2以内
	デジタル化	<input type="checkbox"/>	
開発グループ	ものづくりの高度化	<input type="checkbox"/>	2/3以内
	デジタル化	<input type="checkbox"/>	

2 補助事業の目的及び内容

別紙1「事業計画書」及び別紙2「事業収支計画書」のとおり

2 補助事業の目的及び内容

別紙1「事業計画書」及び別紙2「事業収支計画書」のとおり

3 添付書類 ※(1)～(4)は申請者及び開発グループを構成する事業者について添付すること

- (1) 事業者の「企業の概要」（別紙3）
- (2) 事業者・事業管理機関の決算報告書（直近2期分）
- (3) 事業者・事業管理機関の定款、寄付行為等
- (4) 事業者・事業管理機関の県税事務所が発行する「県税及び地方法人特別税」に関する納税（滞納なし）証明書
- (5) 新型コロナウイルスによる影響（3～5月上の前年との比較表）（申請者のみ）
- (6) 事業者間で締結する共同開発契約書等の写し（開発グループを構成する場合のみ）

3 添付書類 ※(1)、(3)～(5)は申請者及び開発グループを構成する事業者について添付すること

- (1) 事業者の「企業の概要」（別紙3）
- (2) 申請者（代表事業者・事業管理機関）の事業執行計画（別紙4）
- (3) 事業者・事業管理機関の決算報告書（直近2期分）
- (4) 事業者・事業管理機関の定款、寄付行為等
- (5) 事業者・事業管理機関の県税事務所が発行する「県税及び地方法人特別税」に関する納税（滞納なし）証明書
- (6) 新型コロナウイルスによる影響（3～8月上の前年との比較表）（申請者のみ）
- (7) 事業者間で締結する共同開発契約書等の写し（開発グループを構成する場合のみ）

(連絡担当者)

部署名		連絡先	住所・ 電話	
職氏名			E-mail	

(連絡担当者)

部署名		連絡先	住所・ 電話	
職氏名			E-mail	

改正前

改正後

別紙1

事業計画書

1 新型コロナウイルスによる売上への影響（昨年度売上との比較）

(単位：万円)	3月	4月	5月
平成31（令和元年）			
令和2年			
前年比（%）			

※売上以外の影響があれば記載する。

2～8 （略）

別紙2～別紙3 （略）

別紙1

事業計画書

1 新型コロナウイルスによる売上への影響（昨年度売上との比較）

(単位：万円)	3月～8月
平成31（令和元年）	
令和2年	
前年比（%）	

※売上以外の影響があれば記載する。

2～8 （略）

別紙2～別紙3 （略）

別紙4

令和 年度ものづくり価値創出支援事業執行計画

(単位：千円)

経費区分	補助金交付 申請額	月		備考
		月	月	
試作・試験費				
機械装置・工具器具費				
研究連携費				
技術指導費				
直接人件費				
諸経費				
事業管理費				
合計				
うち概算払申請予定額				

※概算払申請予定額は、補助金の一部（出来高相当額）を事業実施期間内に請求する場合のみ記載すること。

改正前

改正後

様式第2号～様式第4号 (略)

様式第2号～様式第4号 (略)

様式第5号 (第11条関係)

様式第5号 (第11条関係)

令和 年 月 日

令和 年 月 日

広島県知事 様

広島県知事 様

報告者  
所在地  
企業名  
代表者

報告者  
所在地  
企業名  
代表者

㊞

㊞

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金に係る  
補助事業の遂行状況報告書

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金に係る  
補助事業の遂行状況報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の遂行状況について、ものづくり  
価値創出支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の遂行状況について、ものづくり  
価値創出支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

記

1 補助事業の遂行状況 (令和 年11月30日現在)

1 補助事業の遂行状況 (令和 年11月30日現在)

2 補助対象経費の区分別支出状況 (令和 年11月30日現在)

2 補助対象経費の区分別支出状況 (令和 年11月30日現在)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	支 出 額	進捗率	摘 要
試作・試験費				%	
機械装置・工具器具費				%	
研究連携費				%	
技術指導費				%	
直接人件費				%	
諸経費				%	
事業管理費				%	
合 計				%	

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	支 出 額	進捗率	摘 要
試作・試験費				%	
機械装置・工具器具費				%	
研究連携費				%	
技術指導費				%	
直接人件費				%	
諸経費				%	
事業管理費				%	
合 計				%	

(注) 遂行状況は、申請書の補助事業実施計画書の内容と対応させて、研究開発のために使用した設備、材料及び研  
究開発の経過並びに内容について、図面、図表又は写真等も含めて詳細に記載すること。

(注) 遂行状況は、申請書の補助事業実施計画書の内容と対応させて、研究開発のために使用した設備、材料及び研  
究開発の経過並びに内容について、図面、図表又は写真等も含め記載すること。

改正前

改正後

様式第5号の2（第11条，第12条関係）

令和 年 月 日

広島県知事 様

報告者

所在地

企業名

代表者

印

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金に係る  
補助事業の遂行状況報告書兼年度実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の遂行状況及び、  
令和 年度分の実績について、ものづくり価値創出支援補助金交付要綱第11条第2項及び第12条第2項の規定  
に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の遂行状況等（令和 年3月31日現在）

2 補助対象経費の区分別支出状況（令和 年3月31日現在）

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
	補助事業に要する経費 補助対象経費	交付決定額	支出額 執行率	概算払 受領額	補助事業に要する経費 補助対象経費	補助金額
試作・ 試験費			%			
機械装置・ 工具器具費			%			
研究 連携費			%			
技術 指導費			%			
直接 人件費			%			
諸経費			%			
事業 管理費			%			
合 計			%			

（注）遂行状況は、申請書の補助事業実施計画書の内容と対応させて、研究開発のために使用した  
設備、材料及び研究開発の経過並びに内容について、図面、図表又は写真等も含め記載すること。

改正前

様式第6号（第12条関係）

令和 年 月 日

広島県知事 様

報告者  
所在地  
企業名  
代表者

㊞

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金に係る  
補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、ものづくり価値創出支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 金 円  
補助金の精算額 金 円

2 事業実績報告書（別紙1）

3 事業収支決算書（別紙2）

（注）取得財産等がある場合には、要綱第17条第2項の規定に基づき、様式第9号による取得財産等管理台帳の写しを添付すること。

別紙1～別紙2 （略）

様式第7号～様式第13号 （略）

改正後

様式第6号（第12条関係）

令和 年 月 日

広島県知事 様

報告者  
所在地  
企業名  
代表者

㊞

令和 年度ものづくり価値創出支援補助金に係る  
補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、ものづくり価値創出支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 金 円  
補助金の精算額 金 円

2 事業実績報告書（別紙1）

3 事業収支決算書（別紙2）

（注）取得財産等がある場合には、要綱第17条第2項の規定に基づき、様式第9号による取得財産等管理台帳の写しを添付すること。

別紙1～別紙2 （略）

様式第7号～様式第13号 （略）